

グロス・ビディングの自己約定分の取扱いについて

平成 28 年 11 月 30 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

旧一般電気事業者は、卸電力取引所の活用を促進するため、グロス・ビディング（以下「GB」という。）の実施に向けた検討を進めている。GB を実施する場合、従来の内部取引の全部又は一部を卸電力取引所経由で行うこととなるため、同一法人内で自己約定が生じる可能性が存在する。地方税法上、電気供給業を営む事業者は、その収入金額に対して課税されること、小売収入に加え、GB の自己約定分（GB における収入分）についても収入金額を構成し、法人事業税が課されることとなれば、二重課税が発生するとの懸念がある。しかしながら、GB の自己約定分については、以下の考え方のとおり、収入として計上されず、法人事業税が課されないものと整理される。

【考え方】

地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号では、電気供給業に係る法人事業税は、収入金額に対して課税することとされており、「地方税法の施行に関する取扱いについて」（道府県税関係）（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号）において、「課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入」とされている。このため、GB の自己約定分の扱いについては、原則として電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）に基づく収入として計上されるものであるかによって判断される。

電気事業会計規則第 1 条各号では、一般送配電事業者、送配電事業者及び発電事業者（以下、「電気事業者」とする。）が従うべき会計上の原則を規定しているところ、同条第 4 号において、「その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則」が掲げられており、これは企業会計の一般原則を定めた「企業会計原則」（昭和 24 年 7 月 9 日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告）が含まれている。

企業会計原則第 2.3.B では、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされており、実現主義とは一般に、第三者に対し製品等の財貨の引渡しや用役の提供（①財貨の移転等）を行い、その対価として貨幣性資産が取得された時点（②対価の成立）で、当該貨幣性資産の額に基づき売上を計上するとする収益の認識の考え方を指す。

この基準を踏まえると、GB の自己約定分を整理すれば、他の電気事業者に対して電力の提供が行われず、またその対価の收受も行われないことから、元より収益として実現しておらず、「電気事業会計規則による収入」は計上されないこととなる。このため、GB の自己約定分については、「電気供給業の課税標準とすべき収入金額」が存在せず、法人事業税は課されないものと整理される。

(以上)